

平成 24 年 11 月 5 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

「経営革新等支援機関」の認定について

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、平成 24 年 8 月 30 日施行「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業経営力強化支援法）に基づく「経営革新等支援機関」に認定されましたのでお知らせします。

記

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

- （1）金融機関・税理士等、中小企業の支援事業を行う者を認定し、専門性の高い支援を実現する。
- （2）中小機構による専門家派遣等を行う。
- （3）質の高い事業計画を策定する等、中小企業の経営力を強化する。
- （4）中小企業の海外展開を促進する。

2. 経営革新等支援業務

「経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営状況の分析」、「当該事業の計画の策定に係る指導及び助言」

3. 本制度創設の趣旨

税務、金融および企業の財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定し、経営革新等支援機関を公的なものとして位置づけることで、中小企業が安心して経営相談等を受けられるようにし、中小企業の経営力の強化を図るものです。

4. 当行の取り組み

当行は、従来より地域密着型金融に取り組んでおり、中小企業の成長、経営改善等の各局面に応じ、積極的に中小企業の経営支援を行っております。今後も地域経済活性化のために、あらゆる取り組みを行ってまいります。

※ 「経営革新等支援機関」の認定申請は全国各地域で行われており、本日、九州財務局より認定機関がリリースされております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社宮崎銀行 経営企画部 渡部
TEL(0985)32-8213 FAX(0985)29-7178